

## 自動販売機設置にかかる貸付契約書（案）

貸主 豊後大野市長 川野 文敏（以下「甲」とする。）と借主 （以下「乙」とする。）は、自動販売機（以下「自販機」とする。）の設置について、次のとおり市有財産の貸付契約を締結する。

（信義、誠実の義務）

第 1 条 甲及び乙は互いに信義を重んじ、市有財産の貸付にかかる本契約を誠実に履行しなければならない。

（管理責任）

第 2 条 乙は、自販機への商品の補充、売上金の回収・管理、自販機の設置・撤去・保守・補修等の管理及び安全衛生管理等を行うものとする。

2 甲は、業務に支障がない限り、第 1 項の事由のために乙の指定する者が自販機の設置場所に立ち入ることを認める。

（貸付物件）

第 3 条 甲は、次に掲げる物件（以下「貸付物件」とする。）を乙に貸し付ける。

所在地 豊後大野市〇〇町△△・・・番地

貸付場所 豊後大野市〇〇公民館

（使用目的）

第 4 条 乙は、貸付物件を自動販売機設置の用に供することを目的として使用するものとする。

2 乙は、前項の使用目的を変更してはならない。

（販売品目）

第 5 条 販売品は清涼飲料水等の飲料とし、酒類の販売は禁止する。

（貸付期間）

第 6 条 貸付期間は、令和 7 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までとする。

（貸付料）

第 7 条 貸付料は 円（3 年分）とし、甲の発行する納入通知書により、その年度に属する貸付料を甲の指定する期日までに支払わなければならない。

（自動販売機等の設置及び電気使用料の連絡）

第 8 条 乙は、自販機の設置にあたっては、耐震対策を施すこととし、できる限り庁舎等に負担がかからない方法で設置すること。

2 乙は、設置する自販機ごとに電気使用料を計測するメーターを設置し、毎月初めにメーター量を甲に連絡しなければならない。

(電気使用料)

第9条 電気使用料は、甲が示す電力量料金単価に基づき、当該月の電気使用量から算定した額とし、甲が毎月指定する期日までに納入しなければならない。

(費用負担)

第10条 自販機の維持管理及び撤去に要する費用並びに第8条に定める設置にかかる費用は、乙の負担とする。

(延滞料)

第11条 乙は第7条の貸付料及び第9条の電気使用料を期日までに納入しなかったときは、当該納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納付額に年14.6%の割合を乗じて計算した額の延滞料を納入しなければならない。

(契約不適合)

第12条 乙は、本契約の締結後、貸付物件に数量の不足又は隠れた瑕疵があることを発見しても、履行の追完請求、貸付料の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(管理義務)

第13条 自販機の保守・修理費用については、甲の責による場合を除き、乙が負担する。  
2 乙は、自販機及び取扱商品の安全衛生管理を徹底し、事故防止に努める。

(通知義務)

第14条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を通知しなければならない。  
2 乙は、乙の名称、所在地、代表者又は設置している自販機の機種に変更があったときは、直ちに文書による甲に通知しなければならない。

(禁止事項)

第15条 甲は、自販機を改造・改装・譲渡する等の行為を行ってはならない。  
2 乙は、貸付物件を第4条の使用目的以外の用途で使用することはできない。  
3 乙は、貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為を行ってはならない。  
4 乙は、貸付物件の貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しない場合は、本契約を解除することがで

きる。

2 甲は、貸付物件を公用又は公共用に供することが決定したとき、又は当該施設を廃止するときは、本契約を解除することができる。

(貸付物件の返還)

第 17 条 乙は、貸付期間が満了する日までに、前条の規定により契約を解除されたときは甲の指定する期日までに、現状に回復し、返還しなければならない。

2 乙は、貸付期間の満了日前に、次の貸付期間も引き続き同じ貸付物件を使用することが明らかになったときは、当該貸付物件を現状に回復することなく、引き続き使用することができる。

(損害賠償)

第 18 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 乙は、第 16 条第 2 項の規定により、甲が本契約を解除した場合において、乙に損害が発生したときは、甲に対しその補償を請求できるものとする。

(貸付料の返還)

第 19 条 甲は、貸付期間の中途において、乙の責めに帰すことのできない事由により契約を解除するときは、すでに乙が納入した貸付料のうち未経過期間に対応する貸付料を乙に返還するものとし、返還する貸付料は、月割り計算によるものとする。

(商品の盗難又は毀損)

第 20 条 甲は、設置された自販機、当該自販機で販売する商品若しくは当該自販機内の売上金又は釣銭の盗難又は毀損について、甲の責めに帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(請求権の放棄)

第 21 条 乙は、貸付期間が満了したとき又は第 16 条第 1 項の規定によりこの契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費及びその他の費用の支出があっても甲に請求することができない。

(実績報告)

第 22 条 乙は、自販機ごとの販売実績（販売本数・金額）を任意の様式により、翌月 15 日までに甲に報告するものとする。

(遵守事項)

第 23 条 乙は、この契約に定めるもののほか、「自動販売機設置事業者募集要項」を遵守するものとする。

(疑義の決定)

第24条 この契約に定めていない事項若しくはこの契約に疑義が生じた場合は、その都度、甲・乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙各自記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 豊後大野市三重町市場1200番地

豊後大野市長 川野 文敏

乙 住 所

氏 名